

(別紙 7)

秋田県における危険鳥獣出没時の体制構築に係る評価報告 (R7 補正)
(出没時の体制構築事業)

1 現状の危険鳥獣(イノシシ、クマ類)の市街地等への出没時の対応体制及び課題等

県内ではツキノワグマの人の生活圏への出没が多く、令和7年度は春先から高い水準で目撃等が推移し、ツキノワグマ等出没情報システム(クマダス)で13,534件(R8.1.22現在)と過去最多を記録している。また、令和8年1月22日時点で67名の方がツキノワグマによる人身被害にあっており、うち、4名が死亡している。

ツキノワグマの出没にあたっては、各市町村が鳥獣被害対策実施隊や警察と連携しながら対応を行っており、県では市町村を支援するためのツキノワグマ被害対策支援センターを設置して、出没時の対応支援や人身事故の原因究明などを行っているところである。

しかしながら、人の生活圏へのクマの出没がやまず、対応を行う市町村においては危険鳥獣の出没時に必要な資機材が充分ではないなど、資機材面での体制整備が追いついていないなどの課題がある。

2 危険鳥獣の出没時の体制構築に係る具体的な内容等

実施時期	(市町村事業) 令和7年10月～令和8年3月
場所	北秋田市、能代市、潟上市、男鹿市、仙北市、横手市、東成瀬村
目的	緊急銃猟の実施に必要な資機材の導入による体制整備を行う。
参加者・関係者	各市町村
内容	緊急銃猟の実施に必要な資機材(防具、盾、記録用カメラ等)の購入等 ※施越事業
方法	資機材の購入
評価方法	体制整備の状況により評価を行う
事業費	6,255,181円 (内訳) 緊急銃猟に必要な資機材の購入等 北秋田市 167,000円 能代市 656,885円 潟上市 373,216円 男鹿市 2,267,200円 仙北市 1,277,760円 横手市 124,480円 東成瀬村 1,388,640円
備考	

注 1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。

注 2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

3 実施内容の評価

各市町村において、緊急銃猟に必要な資機材（ヘルメット、盾、プロテクター、トランシーバー、記録用カメラ、クマ撃退スプレー等）を調達・配備することで、令和 7 年 9 月から始まった緊急銃猟に備えた体制整備が進んだ。

注 1：事業が適切に実施されたか記載すること。

注 2：事業の実施により、出没時の対応の流れや関係者の役割分担の明確化、協力関係の構築等が進んだか評価し記載すること。

注 3：注 1～2 による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

4 その他

注 1：出没防止対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注 2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。